

第30期報告書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

高松空港ビル株式会社

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、個人消費が総じてみれば持ち直しの動きがみられるなど緩やかな回復基調が続きました。

航空業界においては、訪日外国人の増加等により、航空需要は堅調に推移しました。

このような環境の中、高松空港における当期の航空旅客数につきましては、国内線は春秋航空日本が平成27年10月から運休をした成田線を除き、その他の路線が堅調に推移したことにより1,628,175人（前期比100.0%）となりました。路線別では羽田線が1,321,418人（前期比103.1%）、成田線が182,780人（前期比81.3%）、沖縄線が122,597人（前期比101.5%）、チャーター便が1,380人（前期比133.7%）となりました。

また、国際線につきましては、平成28年7月に香港線が就航したことなどにより228,428人（前期比149.8%）と増加しました。路線別では、上海線が70,479人（前期比111.0%）、台北線が63,345人（前期比123.3%）、ソウル線が49,648人（前期比133.2%）、香港線が42,104人（皆増）、チャーター便が2,852人（前期比690.6%）となりました。

この結果、国内・国際線を合わせた航空旅客数は、1,856,603人（前期比104.3%）となり、5年連続増加し、初めて180万人を超え、開港以来最多となりました。

次に、当期の業績についてみますと、売上高は、香港エクスプレス就航などにより賃料収入が増加したことや免税売店の売上の増加等により1,119,043千円（前期比109.4%）となりました。

売上原価は、免税売店の売上の増加により273,599千円（前期比123.8%）となり、売上総利益は845,444千円（前期比105.4%）となりました。

販売費及び一般管理費は、免税売店においてパート社員を増員したことなどによる人件費の増加や施設設備の更新に伴う修繕費の増加等により666,476千円（前期比105.3%）となりました。

この結果、営業利益は178,967千円（前期比105.7%）、経常利益は178,828千円（前期比106.0%）となり、税引前当期純利益は169,349千円（前期比97.7%）、これから法人税等及び法人税等調整額を加減した当期純利益は116,231千円（前期比104.5%）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施しました設備投資の総額は300,433千円で、主なものは、旅客ターミナルビル中央エレベーター更新工事、旅客ターミナルビルトイレ改修工事、PBB（パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ）更新工事、FIS（フライトインフォメーションシステム）更新工事、

国際線保安検査場内保安検査機器の更新などであります。

なお、設備投資の所要資金は、国際線保安検査場内保安検査機器の更新資金として3,225千円の補助金の交付を受けたほかは、自己資金により充当しました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 平成25年度	第 28 期 平成26年度	第 29 期 平成27年度	第 30 期 当事業年度
売 上 高 (千円)	752,105	866,411	1,023,007	1,119,043
経 常 利 益 (千円)	131,362	120,490	168,687	178,828
当 期 純 利 益 (千円)	80,095	71,815	111,205	116,231
1 株 当 り 当 期 純 利 益 (円)	2,669.86	2,393.84	3,706.84	3,874.40
総 資 産 (千円)	2,923,794	3,011,766	3,070,324	3,175,279
純 資 産 (千円)	2,092,696	2,164,512	2,275,717	2,391,932

(4) 対処すべき課題

平成29年度につきましては、上海線、ソウル線の増便等により免税売店の売上が伸びることによる増収が見込まれます。一方、PBB（パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ）更新工事やFIS（フライトインフォメーションシステム）更新工事等に伴う減価償却費の増加等により、費用の増加が見込まれます。

また、平成30年4月の高松空港の運営の民間委託に先立ち、平成29年12月には、新しい運営権者による高松空港ビル施設事業が開始される予定となっております。

このような中、引き続き、空港利用者の安心・安全を最優先に、利便性を向上し、快適な時間を過ごしていただくよう、老朽化した施設設備の更新を順次計画的かつ効率的に実施するなど、新たな経営体制において飛躍を図るための基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主な事業内容

当社は旅客ターミナルビル及び附属棟並びに貨物ビルにおける賃貸業（家賃収入）を主としていますが、その他に諸施設の利用による収入（施設利用収入）、広告の掲出場所の提供による収入（広告収入）、直営売店等の売上げによる収入（商品売上高）及び各種役務の提供による手数料収入（受取手数料）があります。

(6) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	4名減	50.3歳	18.8年

(注) 嘱託、契約、パート及びアルバイト、派遣社員を含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社百十四銀行	279,600千円
香川県信用農業協同組合連合会	14,000千円
株式会社香川銀行	8,000千円

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,000株
- (3) 株主数 62名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
香川県	9,333株	31.1%
高松市	5,766株	19.2%
ANAホールディングス株式会社	4,180株	13.9%
日本航空株式会社	2,786株	9.3%
株式会社日本政策投資銀行	1,240株	4.1%
株式会社百十四銀行	1,000株	3.3%
四国電力株式会社	780株	2.6%
香川県信用農業協同組合連合会	566株	1.9%
四国航空株式会社	500株	1.7%
高松商工会議所	366株	1.2%

- (注) 1. 株式数は、いずれも1株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(0.33株)を控除して計算しております。

3. 会社役員の状態（平成29年3月31日現在）

取締役及び監査役の状態

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼業の状態
代表取締役社長	細松英正	
取締役	大野芳隆	総務部担当
取締役	谷田部裕嗣	事業部担当
取締役	井上善晴	施設企画部担当
取締役	宮武利弘	香川県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会会長
取締役	中博史	高松商工会議所 副会頭
取締役	篠原公七	香川県商工会連合会 会長
取締役	城下正寿	高松市 市民政策局長
取締役	松村英幹	高松商運株式会社 代表取締役社長
取締役	安松延朗	香川県 交流推進部長
取締役	松下雄介	高松市 副市長
取締役	綾田裕次郎	株式会社百十四銀行 代表取締役専務執行役員
取締役	七宮浩	四国電力株式会社 総合企画室事業企画部長
取締役	片岡佳英	四国航空株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	岸本泰三	
監査役	原幸宏	株式会社日本政策投資銀行 四国支店長
監査役	近石政義	株式会社香川銀行 常務取締役

（注） 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ①平成28年6月24日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、取締役 市尾伸、麻生稔、加藤昭彦、山崎達成、飯田憲明の5氏は任期満了により退任いたしました。
- ②平成28年6月24日開催の第29回定時株主総会において、谷田部裕嗣、松下雄介、綾田裕次郎、七宮浩、片岡佳英の5氏は取締役に、また、近石政義氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。

2. 監査役 原幸宏、近石政義の両氏は、社外監査役であります。

4. 会計監査人の状態（平成29年3月31日現在）

会計監査人の氏名 公認会計士 中村秀明

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の内容は次のとおりであります。（最終改定 平成28年3月25日）

- (1) **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ①取締役及び使用人の適正な職務の執行を確保するための社内規定を整備し、責任の明確化、権限行使の適正化を図るとともに、法令、企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図る。
 - ②取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等を発見した時は、監査役会及び取締役会に報告するものとする。
 - ③内部通報制度を整備し、法令等の違反行為の未然防止、再発防止を図り、法令等の遵守に努める。

- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び社内規定に基づき文書等の適正な保存及び管理を行う。

- (3) **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
 - ①各部門は業務執行に係るリスクを認識し、それぞれに関するリスクの管理責任者についての体制を整え、リスクの掌握と未然防止を図り、そのリスクの軽減に努めることとする。
 - ②当社の経営に重大な影響を与えるような不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限にとどめるとともに、原状回復に努める。

- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務の執行及び運営については、常勤取締役が原則執行責任者を兼ね、組織・権限規定に基づき実施するものとする。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
 - ①取締役会は、監査役から要求があった場合、配置等について検討決議する。
 - ②監査役補助者の配置をした場合は、当該使用人は、取締役からの独立性を確保するため、その職務の執行に関しては、取締役の指揮命令を受けないこととする。
 - ③当該使用人の人事権に関する事項の決定については、事前に監査役会の同意を得ることとする。
 - ④各部門は、監査役補助者に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - ①取締役及び使用人は定期的な業務の執行状況報告等に加え、会社の業績等に影響を与える重要な事項、その他法令違反等の事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整備するものとする。
 - ②監査役は、随時必要に応じ取締役等に対し、業務執行状況等について報告を求めるこ

とができるものとする。

- ③監査役への報告を行った者に対し、監査役へ報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

(7) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(8) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役等との定期的に意見交換を行うことにより、適切な意思疎通を図るとともに会計監査人との情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会規則に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。
- (2) 監査役会は、監査計画を協議決定し、計画に基づいた業務監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に出席するなど、取締役職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	568,461	流動負債	577,837
現金及び預金	481,337	買掛金	28,742
売掛金	10,583	短期借入金	255,600
未収入金	32,716	1年以内返済予定の長期借入金	11,800
商 品	21,584	未払金	145,368
貯 蔵 品	1,585	未払費用	31,018
前払費用	2,512	未払法人税等	34,306
繰延税金資産	5,623	前受家賃	48,687
未収消費税等	12,517	預り金	17,033
		賞与引当金	5,279
固定資産	2,606,818	固定負債	205,510
有形固定資産	2,566,563	長期借入金	34,200
建 物	1,854,667	預り敷金	56,929
建物附属設備	411,146	退職給付引当金	114,380
構 築 物	113,727	負債合計	783,347
車両運搬具	82,987		
工具器具備品	104,034	<純資産の部>	
無形固定資産	3,619	株主資本	2,391,932
電話加入権	351	資本金	1,500,000
ソフトウェア	3,268	利益剰余金	891,948
投資その他の資産	36,635	その他利益剰余金	891,948
長期前払費用	1,946	繰越利益剰余金	891,948
繰延税金資産	34,676	自己株式	△16
リサイクル預託金	13	純資産合計	2,391,932
資産合計	3,175,279	負債及び純資産合計	3,175,279

損 益 計 算 書

（平成28年4月 1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	1,119,043
家賃収入	580,087
商品売上高	392,944
施設利用収入	57,458
広告収入	69,141
受取手数料	19,411
売 上 原 価	273,599
売 上 総 利 益	845,444
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	666,476
営 業 利 益	178,967
営 業 外 収 益	681
受取利息	102
雑収入	578
営 業 外 費 用	819
支払利息	819
経 常 利 益	178,828
特 別 利 益	3,225
補助金収入	3,225
特 別 損 失	12,704
固定資産除却損	9,479
固定資産圧縮損	3,225
税 引 前 当 期 純 利 益	169,349
法人税、住民税及び事業税	57,226
法人税等調整額	△4,107
当 期 純 利 益	116,231

株主資本等変動計算書

（平成28年4月 1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
		繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	1,500,000	775,717	775,717		2,275,717	2,275,717
当期変動額						
当期純利益		116,231	116,231		116,231	116,231
自己株式の取得				△16	△16	△16
当期変動額合計		116,231	116,231	△16	116,214	116,214
当期末残高	1,500,000	891,948	891,948	△16	2,391,932	2,391,932

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・ 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

貯蔵品・・・・・・・・ 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・ 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産・・・ 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用・・・ 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3)引当金の計上基準

①賞与引当金・・・・・・・・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

②退職給付引当金・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,934,182千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	30,000	—	—	30,000
合計	30,000	—	—	30,000
自己株式				
普通株式	—	0.33*	—	0.33*
合計	—	0.33*	—	0.33*

(*) 自己株式の増加は、端株の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日現在) (単位:千円)
(繰延税金資産)	
退職給付引当金	34,314
賞与引当金	1,583
未払事業税	2,590
未払事業所税	972
その他	838
繰延税金資産合計	<u>40,300</u>

(2)繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用（追加情報の注記）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。これによる影響はありません。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引は、当社の事業内容に照らして重要性が乏しく、リース契約一件当たりの金額は少額であるため注記を省略しております。

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、期日管理を行い、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

短期借入金の使途は運転資金であり、長期借入金の使途は設備資金であります。支払利息の金利は固定です。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
現金及び預金	481,337	481,337	0
売掛金	10,583	10,583	0
未収入金	32,716	32,716	0
未収消費税等	12,517	12,517	0
買掛金	(28,742)	(28,742)	0
未払金	(145,368)	(145,368)	0
未払費用	(31,018)	(31,018)	0
未払法人税等	(34,306)	(34,306)	0
預り金	(17,033)	(17,033)	0
短期借入金	(255,600)	(255,600)	0
1年以内返済予定の 長期借入金	(11,800)	(12,047)	247
長期借入金	(34,200)	(33,090)	(1,110)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、売掛金、未収入金、未収消費税等、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金及び短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
預り敷金	56,929

賃貸物件における賃借人から預託されている預り敷金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、香川県高松市において、賃貸用の旅客ターミナルビル、附属棟及び貨物ターミナルビルを有しております。

(2)賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
2,265,813	1,953,752

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、固定資産税評価額によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1)法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係					
法人主要株主	香川県	直接 31.1 間接 0	兼任 1人	広告	営業取引	広告展示	450	未収入金	304
				資金援助	営業取引以外の取引	資金の借入	326,600	短期借入金	—
			1年以内返済予定の長期借入金					—	
			長期借入金	—					
ANA ホールディングス(株)	直接 13.9 間接 0	出向 1人	施設の賃貸等	営業取引	空港ビルの賃貸	172,310	未収入金	853	
					出向者の人件費	5,100	未払費用	425	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)資金の借入のうち、短期借入金については、無利子、無担保で1年以内の返済となっております。
(2)当社の賃貸については、物件の償却費等を勘案した賃料を設定しております。また、国内線共用施設使用料については、旅客数連動型方式を一部導入しております。

10. 資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件（土地）の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去する原状回復義務を有しております。

しかし、旅客ターミナルビル等は、公共性の高い施設であり、当社の裁量だけでは撤去の是非や時期を決定することは難しく、現時点において資産除去債務を合理的に見積ることが困難なため、資産除去債務を計上しておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 79,731円94銭
(2)1株当たり当期純利益 3,874円40銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

国庫補助金等（国、香川県及び高松市からの補助金）により取得した資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

建物	619,220千円
建物付属設備	375,094千円
構築物	24,515千円
車両運搬具	20,999千円
工具器具備品	10,716千円

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 22 日

高松空港ビル株式会社

取 締 役 会 御 中

公認会計士中村秀明事務所

公認会計士 中村 秀明 ㊞

私は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、高松空港ビル株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 30 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 30 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である公認会計士中村秀明の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 23 日

高松空港ビル株式会社 監査役会

常勤監査役 岸 本 泰 三 ㊟

社外監査役 原 幸 宏 ㊟

社外監査役 近 石 政 義 ㊟